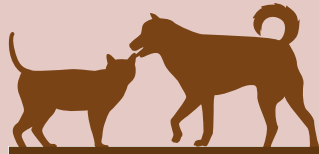


現代のペット事情

～ペットに関するトラブルと諸制度～



特集

1

吉田 眞澄 Yoshida Masumi

弁護士。帯広畜産大学理事・副学長。同志社大学大学院法学研究科修士課程修了。同大学教授、帯広畜産大学教授を経て2010年1月から現職。専門は民法・動物法。著書に『ペット六法』（誠文堂新光社）等。



ペットをめぐる現代事情と制度

ペットをめぐる環境はどう変化しているのでしょうか。最近のペット事情と諸制度を紹介します。

ペットに関する諸事情

現在、わが国で飼われている犬猫の数は、推計で犬1150万～1200万頭、猫950万～1000万頭くらいです*1。将来、犬や猫を飼養したいと考えている人の数は、この2倍弱という大きな数字になっていますが、現実には、数年前まで上昇傾向がみられた犬と猫の飼養頭数は、ここ数年ほぼ横ばいの状況が続いています。飼養したいという気持ちはあっても、経済的事情などを含めハードルが高くなっているのが実情で、販売業者による犬猫の販売数は既に減少傾向を示しています。

ペットの位置づけにも変化がみられます。戦後ペットブームが始まるまでは、犬は番犬、猫はネズミ対策の役割を担うことが少なくなかったのですが、今や防犯やネズミ対策の役割は減少しています。室内飼養が増え、小さい、かわいい、おとなしい種類・性質が好まれるとともに、一緒に過ごす時間が増え、飼い主との間に家族同様の関係がみられるようになりました。

そこに着目したペット関連業者は、「ペットも大切な家族の一員」とうたい、ペット関連の

支出を拡大させ、成長を続けてきました。その結果、現在では、ペット関連産業全体で1兆4000億円前後の経済規模に達しています*2。しかし、ここ数年の不況によりペットの医療保険などごく一部を除き、ペット産業の成長も鈍化しており、犬猫そのものの販売においては、販売数減少と価格低下の傾向がみられます。また、ペットショップなどの動物取扱業者に対しては、今回の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法）の改正により業者規制がいつそう強まったこともあり、基盤・体力の弱い業者を中心に淘汰が進むことになりそうです。このような状況では、利用者との間でトラブルが生じやすくなるので、その観点からの注意も必要です。

また、社会全体に目を向けると、動物好きが増え、動物愛護に対する理解も浸透しつつありますが、虐待や遺棄は跡を絶ちません。都道府県等に引き取られた犬が約8万5000頭、猫が約16万5000頭の合計約25万頭に及び、返還・譲渡率の低さもあり、殺処分数は20万頭以上に達しています*3。犬や猫の飼養をめぐる近隣トラブルも多く、迷惑行為に対する規制強化を求





める声が高まっています。

飼い主の責任とは

今や、犬や猫などのペットは、家族の一員であるとともに社会の一員でもあります。特に犬は、飼い主と外に出る機会が多く、社会性を身に着けなければなりません。他方で、ペットは基本的にすべてを飼い主に依存しているので、あらゆる関係において飼い主の考えが重要になります。しかし、飼い主によってそれぞれ意識や法規制への対応に違いがみられます。

まず、罰則を伴う義務である狂犬病の予防注射についてみると、狂犬病予防法^{*4}の定めにより登録された頭数は約685万頭ですが、予防注射の実施数は約500万頭です^{*5}。犬の飼養実数との間にも大きな差があり、鑑札や注射済票の装着では、差はもっと大きくなるでしょう。

また、所有者明示については、動物愛護管理法により罰則のない努力義務とされていますが、飼っているすべての犬に明示していると答えた飼い主は約34%で、猫については20%に達していないのが現状です^{*6}。明示方法については大半が首輪と名札によるもので、マイクロチップの装着^{*7}については犬が12%強、猫は7%強に過ぎません。室内飼養が増えたためか、必要ないと考える飼い主が犬・猫ともに70%を超えています。

なお、制度に関しては、マイクロチップは脱落しないというメリットがある一方、狂犬病予防法で定める鑑札・注射済票は目視で注射が済んでいるか分かるメリットがあり、両制度の調整が課題となっています。

繁殖については、動物愛護管理法により、所有者にみだりな繁殖の防止措置を

とるよう求められていますが、不妊去勢手術については、犬で約36%、猫では約76%が実施していると答え、必要ないと考える人は犬で約39%、猫では37%となっています^{*6}。

食事については、ペットフードの利用率が非常に高く、特に猫では、ドライタイプ約95%、ウェットタイプ52%で、家庭で作った料理や食べ残しを利用するのは極めて少なくなりました^{*1}。近年のペットの長寿化の一因としてペットフードの利用とフードの高品質化が挙げられますが、ペットの生活習慣病が増え、フードの多様化が進むなか、フードの選択について飼い主は、普段からペットの健康管理に関する知識を身に着け、適切な判断と選択ができるようにしておく必要があります。

また、こうした姿勢は獣医療においても同じです。例えば、高度獣医療・高額獣医療に関しては、インフォームドコンセントやセカンド・オピニオンを視野に入れて飼い主が責任を持って対応しなくてはなりません。

要は、「家族の一員」、「社会の一員」等の言葉を上滑りさせるのではなく、飼い主が犬や猫についてしっかり情報を入手し、よく調べ、よく考え、賢い飼い主にならなければ、ペットや社会に対して責任を果たすことはできません。

責任を果たせないとき、一番困るのは飼い主自身です。責任を果たせる人だけが、ペットとの豊かで楽しい生活を享受できるのです。

一方、飼い主の責任を問われるものとしてさらに注意を要するのは、特殊な動物を飼養する場合です。動物の種類によっては、ワシントン条約と種の保存法、特定外来生物法、鳥獣保護法、文化財保護法により、輸出入、捕獲、取引、飼養が規制されていることがあります。また、動物愛護管理法では、人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある特定動物については、許可制を取るなど厳しい規制が設けられています。





ペット関連事業とその責務

主なペット関連事業には、繁殖・生体販売、ペットフード製造、ペット用品製造・流通、動物病院、医療保険、美容・ホテル・葬儀・霊園等が挙げられますが、特にサービス業の分野では、ネットを利用したサービスや高齢者のケアとその高齢者が飼養しているペットのケアなどの複合型サービスなど新たな事業が次々と生まれています。

なお、ペット対応住宅やペット飼養可のマンション、しつけなどのペット関連資格事業、ペット関連出版業なども関連性はありますが、これらは普通、ペット関連事業に含まれません。小売業では、生体、フード、用品のすべてを扱うことが多く、美容、ホテルを併設する業者も少なくありません。

ペットの生体に直接かかわりを持つ動物取扱業者（動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示業等。動物病院を除く）は、基本的に動物愛護管理法の規制対象になり、動物取扱責任者の配置と、標識や名札の掲示が義務づけられています。それらの確認はもちろんのこと、取引をする場合は業者の職業倫理観が質に反映されやすいので、事業規模の大小にかかわらず、事前に展示方法、施設の清潔度、ペットの扱い方等をよく観察し、業者を見定めなければなりません。

また、生体販売や貸し出しについては、動物愛護管理法で業者側に、販売対象とされる動物の種類、性別等の固体情報とそれぞれの種類ごとの適正飼養管理に必要な18項目に関する重要事項の事前説明が求められていますので、業者が説明書を含め分かりやすく丁寧に行っているかどうか重要な判断材料になります。分からないことは理解できるまで質問することが大切で、十分納得したうえで説明書受領のサインをするのが得策です。

動物愛護管理法のほかにも現在、業者規制が行われているものには、ペットの通信販売



に対する特定商取引法、獣医師に対する獣医師法、獣医療法、薬事法と関連法規（特に動物用医薬品等取締規則）、犬猫用のペットフードの成分規格、製造方法が法定基準に合わない製品の製造、輸入、販売を禁じ、犬猫の健康保持に努める目的で制定されたペットフード安全法、ペットの医療保険に対する保険業法等があります。

一方、ペットの生体に直接かかわりのない事業は、個別の法律がなければ規制対象になりません。ペットの葬儀や動物霊園については、一部の自治体が条例で規制している例はありますが、法律上の規制はありません。トラブルの多いこれらの事業で、規制の必要ありとする意見が多くみられますが、動物愛護、消費者保護のどちらで規制すべきかについて意見が分かれ、結論が出ていません。トラブル回避の方法として、電話で予約する際に、応対者名、焼却方法とその後の措置、サービス内容と追加料金の有無・料金（特に犬の場合は犬種等を具体的に）、副葬可能品を聞き、メモにとることをお勧めします。

残念ながら、生体販売、ペット医療についても依然としてトラブルが多いようです。いずれも、ペット関連事業の中では1件当たりの料金が高く、飼い主の知識・経験の不足する分野です。生体販売における表示や重要事項の説明、ペット医療におけるインフォームドコンセントなど、飼い主の目線に立ち、トラブル予防の視点からの対応策が必要です。獣医療についてもトラブルが続くようであれば、動物取扱業に加える等の実効性ある対応が必要になるでしょう。



改正動物愛護管理法



法治国家であるわが国では、ペットに関しても、ゆりかごから墓場まで、法律によって命と生活が守られることも可能です。しかし、欧米と比べると遅れているのが実情です。それでも動物愛護管理法は、改正の度にペットに対する配慮の色彩を強めており、特に2013年9月1日施行の改正法にはその傾向が顕著に現れています。例えば、犬猫等販売業者から飼い主に譲渡される犬猫等の命について、かなりの配慮がされています。具体的には、犬猫等販売業者に、①「犬猫等健康安全計画」の策定を義務づける、②健康安全計画に従った業務実施を求める、③飼養・保管する犬猫等の健康・安全確保のため獣医師との適切な連携確保を求める、④販売が困難になった犬猫等についても原則的に終生飼養を求める、⑤所有するすべての犬猫等について取得日、販売もしくは引き渡し日、死亡日の所定帳簿への記載と帳簿の保存を義務づけるとともに、都道府県知事に対し、販売業者所有の犬猫等の不審死など死因把握の必要ありと認めるときには検案書や死亡診断書の提出を命ずる権限を付与しているなどの規定がそれに該当します。

また、引き離し・展示開始時期については今回の法律の改正で生後56日経過と明記されました。ただ、経過措置として施行後3年間は45日、その後施行日が定められるまでは49日と読

み替えるとされています。また、販売業者は購入者に対して動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により飼養に必要な情報を提供しなくてはならないとされました。



他方で、個人や飼い主については、法律上の努力義務として終生飼養、繁殖制限の規定が新設されたことに加え、①虐待（2年以下の懲役・200万円以下の罰金）・遺棄（100万円以下の罰金）の罰則の強化、②虐待に対する獣医師通報制度の新設、③都道府県等への犬猫の引き取り請求の制限、④災害時の動物避難・保護に関する対応策の規定の新設などにより、「命」に対し一応の配慮はされていますが、犬猫等販売業者に対するものと比較すると、飼い主の良識に委ねられ、実効性に課題が残ります。また、動物の適正飼養・管理について「動物の愛護及び管理に関する責任」と「生活環境の保全上の支障を生じさせないように」との文言が明記されましたが、これも努力義務に過ぎません。闘犬規制や各種飼養管理義務が多数ある欧米各国と異なるところです。

わが国が、ペット先進国・ペット成熟社会に名を連ねるためには、飼い主の義務強化は避けて通れない課題です。それが進めば、ペットが社会に通ずる扉が開かれることとなります。やや遅れた感はありますが、飼い主に対する規制強化が次回の動物愛護管理法改正の際の中心テーマの1つになることはほぼ間違いありません。今回の改正で法律の目的として新たに加えられた「人と動物の共生する社会の実現」を、空論に終わらせてはいけません。

他方で、動物を飼養していない人、動物の嫌いな人が、共生にどのように関わるかも1つの課題となります。現状からすると、他人のペットと接触する場面は少なくないはずで、その際に適切な行動をとれる最低限の知識は、社会常識として、身に着けなければなりません。そのための広報・教育活動も必要です。

良き関係を構築するために



内閣府の世論調査*⁶によると、飼い主がペッ





トを飼養する理由として「すき」「かわいい」「楽しい」を除くと、「潤い・安らぎを感じる」「家族の会話が増えなごむ」「子どもの情操教育」「近隣とのコミュニケーションが増える」等が挙げられます。他方で、ペットが原因の迷惑行為は「マナーが悪い」、「鳴き声がうるさい」「放し飼い・危害」、「糞尿^{ふんによ}放置」「悪臭」等です。ペットとより良き関係を築くためには、良いところをさらに伸ばし、悪いところをなくすことが大切です。そんなことは誰でも分かっていますが、問題は、具体的に何をするかです。

犬や猫の飼養状況を考えると、良き関係構築に向け、社会が積極的にシステム作りをする必要があります。基本的には、犬や猫を飼養している人、飼養していない人、嫌いな人のどのグループにとっても今より良い状況が生まれることを確信できるものでなければなりません。そのためには、まず、飼い主の意識と資質の向上および飼い主の適正な飼養管理の促進を支援するシステム作りが必要不可欠です。

飼い主が適正に飼養を行うには、飼い主がペットを飼う前にペットの適切な飼養条件を確保する必要があります。

また、初めて犬や猫を飼養する人には、飼い始める前から、飼養に関する情報とともに動物愛護センター等の譲渡活動の情報も提供されるとよいでしょう。

今回の法改正とそれに伴う付帯決議との関係で、動物愛護センターの施設拡充、動物愛護推進員の充実、動物愛護団体との連携がさらに積極的に進められていますが、その施設を利用して飼い主の適正な飼養管理の促進に必要な人材育成を行い、施設・人材が一体となり飼い主の資質向上の教育活動と社会の犬猫に対する理解促進、地域活動の適正運営支援の役割等を担えば、かなりの効果が期待できるでしょう。

次に、社会システム作りに関しては、住宅、

特に公営住宅や、公的資金を利用して建築された集合住宅等への受け入れ、公共交通機関への受け入れ、不特定多数が利用す



る施設への受け入れなどが検討課題になります。もちろんそれを進めるとなると、周到的な調査と社会に対する詳細な説明を行い、コンセンサスを得ることが大切です。

現在、集合住宅についてはペットの受け入れがかなり進んできました。理由としては、各種の世論調査の結果への反応のほか、中途半端にペット飼養禁止にして後は成り行き任せにするよりは、ペット飼養を認め、しっかりとした管理規約等の規則を定め、飼い主に守ってもらうのが得策との考えも働いているためです。こうした社会の動きを見ると今の日本はもうひと押しでペット先進国への仲間入りという正念場に来ているといえるでしょう。

- * 1 一般社団法人ペットフード協会「平成23年度 全国犬・猫 推計飼育頭数」より
- * 2 矢野経済研究所「ペットビジネスに関する調査結果 2010年度」より
- * 3 環境省「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況（平成22年度）」より
- * 4 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止、撲滅するために設けられた法律。予防接種だけでなく、犬の登録や鑑札の装着、死亡した際の届け出などを義務づけている。主な内容は次の通り。犬を取得した日（生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録を申請しなければならない。犬の所有者は、交付された鑑札を犬に着ける。犬の登録を申請せず、鑑札を着けないと、それぞれ20万円以下の罰金になる。犬に狂犬病の予防注射を受けさせず、注射済票を着けないとそれぞれ20万円以下の罰金になる、など。
- * 5 厚生労働省「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移（昭和35年～平成23年）」より
- * 6 内閣府「動物愛護に関する世論調査（平成22年度9月調査）」より
- * 7 動物愛護管理法では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、環境大臣が定める措置を講ずべき旨が定められている。マイクロチップは災害や盗難など飼い主と離ればなれになっても、番号をリーダーで読み取り、登録された情報と照合することで、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。